

TPP協定を契機に構造改革を断行し すべての産業の競争力強化を

2013年中の合意を目指し、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の交渉が大詰めを迎えている。バリューチェーンのグローバル化が進展する中、日本は国を開き、この枠組みに積極的に参画することで持続的な経済成長を実現しようとしている。アジア太平洋地域における新たな経済秩序の構築を前に、経済人は今、何を考え、どのように行動すべきか。藤森義明委員長が語った。

経済連携
委員会

委員長
藤森 義明

「国益にかなうのは 「守るための交渉」ではない

TPP交渉はその経過を公表できない取り決めとなっていますが、「ハイレベルの自由化」という大目標を本当に実現できるのか、私は強い危機感を抱えています。

日本政府は交渉の初期段階において、貿易の自由化率を80%台前半に設定して交渉していると報道されていますが、このような中途半端な目標では、国を変革することはできません。TPP協定は、アジア太平洋地域において新たな

経済秩序を構築しようとする試みであり、関税引き下げ交渉は幅広い交渉分野の一部に過ぎません。しかし、TPPを、新しい日本をつくり、成長させるための原動力と考えるのであれば、物品貿易に関しても、より徹底した自由化を行うべきことは明らかです。

貿易自由化について本会では、「98%超の自由化率」という具体的な目標を提言しました。いわゆる「重要五項目」と呼ばれるコメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、サトウキビなど甘味資源作物を除いて完全自由化した場合の自由化率は93.5%ですから、「98%超」とは当然、重要五項目にも切り込んだ高水準の自由化目標と言えます。

冷静に考えれば、日本のタリフライン(関税品目を細分化した細目)は全体で約9,000品目あり、うち重要五項目にかかわるものは586品目。この586品目には、そもそも生産規模の非常に小さい品目も多数含まれており、これらに切り込むことで「98%超(除外するタリフラインが200品目以下)」まで自由化することは十分に可能です。

日本にとってTPPは、これをてこにして国内に改革を起こすという点に最大の意義があります。これまで保護されてきた産業は、競争に弱いからこそ守られてきたわけですが、守れば守るほどもっと弱くなってしまいます。国内ではいわゆる「岩盤規制」を、国外では

「関税」を、可能な限り取り外して競争することで、初めて成長が可能になる。真に国益を追求するためには、「何を残すか」という議論ではなく「ほとんどの分野において変えていくのだ」という基本姿勢こそが必要ではないでしょうか。

「わが社にとってのTPP」 という視点で将来を見据える

TPPを通じて解消すべき課題は、関税撤廃以外にも多くあります。例えば資源国による輸出制限、あるいは輸出関税の導入といった事例が相次いでおり、エネルギー資源や食料を外国に頼る日本としては、確固としたルール作りを訴えるべきです。

また、貿易形態が多様化し、グローバルなバリューチェーンが構築される中、企業にとっては原産地規則が悩ましい問題となっています。TPP参加国間で統一されたルール作り、そして日本で雇用機会を創出するためには、国内立地が有利になるような「累積ルール」を獲得する必要があります。

これらのルール作りにおいても、「目指すべき基本姿勢」を明確にした上で、世界の貿易構造と日本の経済・産業構造の中長期的な推移を見据え、いかなるルールにすべきかを議論することが肝要です。日本政府は積極的に交渉を進めようとしています。経済界とし



藤森 義明 委員長

LIXILグループ 取締役代表執行役社長兼CEO
1951年東京都生まれ。75年東京大学工学部卒、81年カーネギーメロン大学MBA取得。日商岩井(現・双日)、日本GE取締役会長を経て、2011年より現職。03年5月経済同友会入会、06~10年度幹事、11年度より副代表幹事。11年度より経済連携委員会委員長。

でも目指すべき健全な成長のあり方と貿易の形を訴え、国と経済界が同じ目線で交渉に臨んでいることを常に確認し合うことが大切です。

同時にわれわれ経営者は、TPPが実現した後の企業経営についても今から

考えておく必要があります。TPPという新たな枠組みの中で、いかに海外に打って出て、強くなっていくのか。交渉が成立してからアクションを起こすのではなく、今からTPPを学び、考え、動かなければなりません。生産拠点をど

こに配置するのか、資源の配置・調達はどうすれば最適かなど、将来を見据えた戦略を今から準備しておくわけです。「わが社の成長にとってTPPはどのような意味を持つのか」を、ぜひじっくりと考えていただきたいと思います。

意見書概要

TPP 首脳会合(於:パリ)に向けた意見

(9月26日発表)

I. 物品市場アクセス

(1) 除外品目は極めて限定的にし、自由化率98%超を

高水準で包括的な協定であることがTPPの最大の特長である。協定を真に国益に資するものとし、またアジア太平洋地域の発展に貢献する枠組みとするためには、物品貿易の全品目について即時または10年程度の段階的な関税撤廃を原則とすべきであり、除外品目は極めて限定的でなければならない。日本が他国をリードできるよう、具体的には98%を超える自由化率を目指すべきである。

(2) 輸出制限の禁止と輸出関税にかかわるルールの明確化(輸出関税の原則撤廃)

近年、資源国による掘削行為への規制や輸出関税の導入等、天然資源へのアクセスが制限される事例が相次いでいる。交渉においては、輸出関税にかかわるルールの明確化や輸出数量制限の原則禁止を確保し、資源・食料の安定供給を図るべきである。WTOルールでも輸出関税についてはルールが定められていないことから、TPP協定におけるルール策定(原則撤廃)とルールの遵守を担保するための枠組みづくりが求められる。

II. 原産地規則および証明制度の統一と日本に有利な累積ルールの策定

協定ごとにばらつきのある原産地規則および証明制度が、グローバルなバリューチェーン円滑化の阻害要因となっている。これらの統一は、企業が経営資源を付加価値創造に集中的に投入することを可能にし、ひいては高品質な製品・サービスが適正な価格でより安定的に提供されるようになる。中堅・中小企業が

日本に居ながらにして世界の市場に対しその技術力を発揮するためにも、品目ごとの例外は極力絞り込み、TPP協定参加国間で統一された制度とするとともに、日本の産業構造に即した累積ルールを獲得すべきである。

III. 改正議定書並みの政府調達市場開放の確保

公正な政府調達市場の確保は、公的資金の効果的活用や民間事業者間の公正な競争を促し、経済全体の効率化にもつながる。新興国を中心に需要の増加が見込まれるインフラ整備には、高

い技術力やノウハウが必要であり、WTO政府調達協定非締約の国および州においても、改正議定書並みの政府調達市場の開放を確保すべきである。

IV. 高水準の知的財産保護および保護範囲の確保と取り締まりの実効性強化

知的財産の保護は企業の海外展開を支える大切なインフラであり、アジア太平洋地域が持続的な経済発展を遂げるためにも不可欠である。特に、新興国における模倣品・海賊版の流通防止

と摘発の実効性確保が重要であり、情報共有・人材派遣等を含む、税関、司法、特許行政主体による広域的な連携強化の枠組みを設けるべきである。

V. すべての市場参加者を対象とした競争条件・競争環境の確保

市場競争に参加している国有・国営企業を含むすべての市場参加者を対象に、公正かつ自由で対等な競争条件・競争環境を確

保すべきである。また、これらの実効性を担保し国益を確保するため、法的環境の整備も肝要である。

VI. 投資:内国民待遇の確保と特定措置の履行要求の禁止、許認可等にかかわるルール運用の予見性・透明性強化

投資家および投資財産が保護されることはもちろん、新興国等でみられる外資規制や自国民雇用要求、技術移転要求等のパフォーマンス要求の撤廃も欠かせない。また、許認可にかかわる法制度が恣意的に運用されたり、手続きに要する期間が不透

明であったりする事例も多いことから、法制度の運用にかかわる予見性と透明性の確保を担保する枠組みを設けるべきである。ISDS条項については、参加各国の理解を得られるよう、公平性の担保された国際仲裁制度を提案しなければならない。

VII. その他

(1) 規格・認証プロセスの国際的調和と貿易円滑化

規格や認証プロセスの国際ハーモナイゼーションに加え、貿易規則の透明性向上や貿易手続きの簡素化・迅速化も事業活動の効率化に大きく貢献する。リードタイムの短縮等、多様なルールへの対応にかかるコストの削減が可能になり、中堅・中小企業も、その技術力を活かし、海外需要に応えられるようになる。

(2) 多角的な貿易自由化を見据えた制度設計

バリューチェーンのグローバル化が進展する中、多角的な貿易自由化こそが各国の産業・企業の経済活動の効率化に資する。交渉に当たっては、WTO協定との整合性を確保し、将来的な多角的貿易自由化への足掛かりとすべきである。